

群馬大学多職種連携教育研究研修センター設置規程

平成 25. 7. 22 制定

改正 平成 26. 4. 1 令和 2. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学学則第 8 条第 4 項の規定に基づき、群馬大学多職種連携教育研究研修センター（以下「多職種連携センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第 2 条 群馬大学（以下「本学」という。）が世界保健機関（以下「WHO」という。）から、WHO Collaborating Centre（以下「WHO コラボセンター」という。）に指定されたことに伴い、WHO と連携して国際・地域社会に的確に対応したチーム医療が実践できる保健・医療人材の養成を推進するため、本学に多職種連携センターを置く。
2 多職種連携センターの設置期間は、WHO コラボセンターに指定された期間とし、当該指定期間が更新された場合、その設置期間は、更新後の指定期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

(英語表記)

第 3 条 多職種連携センターの英語表記は、Centre for Research and Training on Interprofessional Education, Gunma University とする。

(業 務)

第 4 条 多職種連携センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 多職種連携によるチーム医療実践のための教育課程の研究に関すること。
- (2) 国際的保健・医療人材の養成に関すること。
- (3) 国際的医療教育機関ネットワークの構築に関すること。
- (4) その他多職種連携によるチーム医療教育研究に関し必要な事項

(職 員)

第 5 条 多職種連携センターは、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第 6 条 センター長は、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、多職種連携センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第 7 条 副センター長は、学長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

(顧 問)

第 8 条 多職種連携センターに、顧問を置くことができる。

2 顧問は、多職種連携センターの職員以外の者で、WHO に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、多職種連携センター長が委嘱する。

(事務)

第 9 条 多職種連携センターの事務は、関係部課等の協力を得て、昭和地区事務部学務課において処理する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、執行役員会議の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、多職種連携センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 7 月 22 日から施行する。

2 この規程は、第 2 条第 2 項に規定する設置期間を経過した日に、その効力を失う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の規定は初回指定期間満了日である平成 29 年 7 月 22 日以降に適用する。